

令和2年1月30日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について（依頼）

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、（公社）神奈川県食品衛生協会を通じて、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から次のとおり依頼がありましたので貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症についてのご質問やご相談等については、最寄りの保健所までご連絡ください。

また、情報につきましては随時更新しておりますので、最新のものをご確認ください。また、情報につきましては随時更新しておりますので、最新のものをご確認ください。また、情報につきましては随時更新しておりますので、最新のものをご確認ください。

神奈川県生活衛生課長依頼概要

- ・ 令和2年1月28日、政府が新型コロナウイルスを感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定することを閣議決定し、同年2月1日に関係政令が施行されますので、次の事項について、会員へご周知をお願いします。

（政令施行後に実施可能となる措置）

- ① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供
- ② 医師による迅速な届出による患者の把握
- ③ 患者発生時の積極的疫学調査（接触者調査）
- ④ 検疫における質問、診察・検査、消毒等

（引き続きご協力をお願いしたい事項）

- 従業員等に対して、咳エチケットや手洗い等、インフルエンザなどと同様の感染症対策を推奨すること。
- 中国からの利用客や対応した従業員等に、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に連絡をした上で速やかに近くの医療機関を受診いただくこと。
休日の診療：神奈川県ホームページ「医科休日急患診療所一覧」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/faq/p34097.html>
- 接客等で通常マスクの着用を禁止している事業所においては、マスクの着用を認めるなどの対応をお願いすること。
- 流行地域から来たことのみをもって、利用等を拒否するなどの過剰な対応を取らないこと。

※ 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html